

平成 25 年度税制改正の概要（市町村税関係）

1 個人の市民税

(1) 住宅ローン控除の延長・拡充 6 月議会

所得税の住宅ローン控除の適用者（平成 26 年から平成 29 年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。

区分	入居年 (適用要件)	ローン残高 上限額	控除率	控除期間	最大控除額	住民税からの 控除限度額
現行	～平成25年12月	2,000万円	1.0%	10年間	200万円	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）
改正後	平成26年1月～ 平成26年3月	2,000万円	1.0%	10年間	200万円	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）
	平成26年4月～ 平成29年12月	4,000万円	1.0%	10年間	400万円	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）

※ この措置による個人市民税の減収額は、全額国費で補てん

(2) 金融所得課税の一体化等 6 月議会

- ① 現行非課税である公社債の譲渡益について、上場株式等の譲渡益と同様に課税する。また、金融所得を算定するための損益通算の対象範囲について、現在の上場株式等の配当所得及び譲渡損益に、公社債の利子・譲渡損益・償還差益等を追加する。
- ② 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を次のとおり拡充する。

区分	現行	改正後
非課税投資総額	最大300万円 (年間100万円まで)	最大500万円 (年間100万円まで)
非課税口座の開設可能期間	平成26～28年	平成26～35年

2 固定資産税

○ 備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置の創設 6 月議会

都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の5年間の課税標準を、価格に、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講ずる。

3 納税環境整備

○ 延滞金等の率の見直し 6 月議会

国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金・還付加算金の率を引き下げる。

- ・延滞金：14.6% → 特例基準割合(※) + 7.3%
 (納期限後1か月以内：4.3% → 特例基準割合 + 1%)
- ・還付加算金：4.3% → 特例基準割合

※ 特例基準割合 = 貸出約定平均金利 + 1%

4 その他 平成 25 年 4 月 1 日施行分は専決処分、それ以外は 6 月議会

市税条例で引用している地方税法の条・項番号の異動等、所要の改正を行う。